

いまさら訊けない下水道講座 18

＜京都議定書の5W1H＞

今回は、下水道の技術論から少し離れて、「京都議定書」を取り上げます。2005年2月16日の京都議定書の発効を受けて、下水道事業においても地球温暖化ガスの排出抑制は大きく叫ばれていますが、どこまでご存知でしょうか？そこで今回は、知っているようで知らない京都機議定書について、「仕事の基本＝5W1H」に沿ってまとめたいと思います。

- ① **Why? (なぜ?)**: 京都議定書の目的は、1992年5月に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」で「究極の目的」とされているとおり、「大気中の温室効果ガス濃度を、気候システムに対して危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準で安定化させること」です。
- ② **Who? (誰が?)**: 温室効果ガスの削減が義務付けられているのは、「付属書I締約国」と呼ばれる、日本を含む西側先進国と旧ソ連・東欧諸国の市場経済移行国の約40ヶ国。途上国に対しては数値目標などの義務は課せられていません。(韓国や中国にも課せられていません！)
- ③ **What? (何を?)**: 対象となる温室効果ガスはCO₂(二酸化炭素)をはじめとして、CH₄(メタン)、N₂O(一酸化二窒素)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC5(パーフルオロカーボン)、SF₆(六フッ化硫黄)です。対象国には個別の割り当て量を削減することが課せられており、日本は1990年を基準として6%削減することを義務付けられています。
- ④ **When? (いつ?)**: 目標年である2008年～2012年の5年間の平均で評価します。これは、単年では天候などの影響が大きいとする米国、日本の主張が通ったものです。(米国は2001年に議定書の枠組みから離脱しましたが・・・)
- ⑤ **Where? (どこで?)**: 原則として各国内で取り組むこととなりますが、「京都メカニズム」と呼ばれる制度として(①共同実施(JI)、②クリーン開発メカニズム(CDM)、③排出量取引)が導入され、途上国を含む各国共同で排出量削減に取り組む仕組みがあります。
- ⑥ **How? (どのように?)**: エネルギー効率の向上や、植林、農業の促進などに加えて、京都メカニズムの利用などがあげられます。

来年 2007 年は目標年初年の 2008 年の前年にあたり、各行政団体、企業などに具体的な排出許容量が課せられたり、環境税が導入されるなど具体的に国の施策が強化される可能性があります。今後の環境政策の動向に要注目です。

参考文献：

- 1) 井上秀典 (2006) 「エネルギー法の解説」 一橋出版
- 2) (株) 三菱総合研究所 (2006) 「先進事例にみる排出権取引ビジネス最前線」 工業調査会

(茨木 誠)

※ J S 技術開発情報メールNo. 61 (2006/12/5) に掲載